

教宣 せぶん

あらためて 『脱帽』 ！

10月7日に会社から「通知・提案」が出された後、私たちは全員集会で「提案・通知」に対する「基本方針」を組織決定しました。その全員集会で支部から「基本方針」が提起された時、正直「なぜ白紙撤回を求めないの？」と思いました。事実、分散会の席でも同じ質問が数多く出されました。本部や支部、アドバイザーの方からの、情勢分析や趣旨説明、会社の目論みなどを聞き、全組合員が納得して、「基本方針」は私たちの錦の御旗になったわけです。もう一度、私の言葉で「基本方針」を整理すると、「会社が、会社都合で契約係社員制度を閉ざすというならやりなさい。ただし、会社都合で閉ざすわけだから、その下で働く私たちが不利益を被ることは許しません。代理店になる道も、内勤社員になる道も不利益にならない道を用意し、その道が不利益にならないことを証明しなさい。また、制度を閉ざすからと言って、最後まで働きたい意志のある者は、現制度のまま働かせなさい」そして「これが証明されない限り、これが認められない限り、私たちの組合は合意しません」 - こういうものだったはず。この基本方針は首尾一貫、いかなる場面においてもぶれていません。

ところが、です。「都労委による『勧告』について」なる会社の弁護士見解が、昨日レターに載って登場しました。この中で弁護士見解は「外勤支部は、RA制度の廃止自体に反対し、転進希望者の募集についてもまともに協議に応じようとせず、会社が転進協定案を提示しても、これに同意しなかった」「その後、外勤支部は代理店転進を希望する組合員が現れたとして特例的に転進支援策を適用することを要求してきた」と言っています。いつ私たちが廃止自体に反対したでしょう？いつ転進したい者が後になって現れたなどと言ったでしょう？いつ「基本方針」が変わってしまったのでしょうか？一時が万事と言いますが、この一文をとってみても、この弁護士見解がいかにデタラメで、まがいものなのかわかります。しかし、嘘の上塗りとは恐ろしいものです。事実をとんでもない方向に導いています。こんなデタラメな見解を書いていると、弁護士自体の品性や能力や看板に傷がつくのではないのでしょうか。

また、この見解では、都労委の「勧告」を出すまでの手続きについて「不充

分」と主張していますが、逆に言えば、それだけ誰の目から見ても明々白々な不当労働行為だと都労委が判断しているわけで、都労委の自信と確信がこの「勧告」のベースにあり、この「手続き」にあらわれているわけです。

安心しましょう。都労委には一連の経緯や状況説明をその都度行っていますし、関係書類・会社が発したレターなど、すべての証拠書類を提出しています。すでに都労委は、この問題の全体像を正確につかんでいます。この問題でどちらが正直にものを言って、どちらがデタラメな申し開きを行っているか、しっかり把握しています。今回から新たな弁護士が名を連ねたようですが、一人では心もとないと感じたのでしょうか？ まあ、何人加わろうが、事実や真っ当な道はひとつしかありません。「事実」や「正しさ」が、「偽り」や「上塗り」に負けるわけがありません。

それにしても、こうなることも予想して「基本方針」を決めた全損保という組織の「力」と「知恵」と「経験」に、あらためて『脱帽』です。この「先見の明」を、どこかの、だれかに分けて与えたかった、と思うのは私だけではないはずです。